

屋根融雪設備の 設置補助を行います

問 北部振興局地域振興課(☎82-5900)

冬季の落雪や雪下ろしによる事故防止のため、お住まいの家の屋根に融雪設備を設置する場合の費用に対して補助します。

【対象者】

次のすべてを満たす人

- ・上草野地区、杉野・高時地区、余呉地区および西浅井地区に居住している人
- ・冬季も継続して居住する人
- ・世帯全員に市税等の滞納がない人

【対象費用】

住宅等への屋根融雪装置の設置費用

【補助額】

対象費用の1/5以内(上限30万円)

※1家屋に対して1回限り

【申請期間】

随時

※工事着手後の申請は補助対象となりませんのでご注意ください。

【申請場所】

北部振興局地域振興課

狭い道路の拡幅を支援します

問 開発建築指導課(☎65-6543)
道路河川課 (☎65-6531)

地域の防災機能を高めるとともに、住環境の改善を図るため、幅員の狭い「生活道路」を、建築主等の協力を得て4mに拡幅する事業を行います。ぜひご利用ください。

【実施要件】

道路の中心線から2mの位置まで後退された用地、隅切り用地の寄付を受けられる場合に事業を実施します。

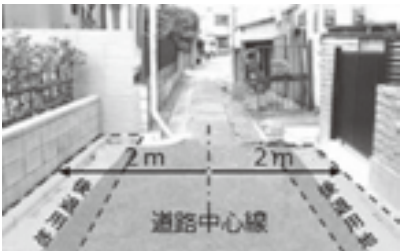
受付は、1敷地単位から行います。また、道路の始点から終点までの用地寄付を自治会で取りまとめる場合は、別途申請を受け付けます。

【作業区分】

用地寄付の協議が整った場合、市が境界確定、測量、分筆、所有権移転登記、整備工事、維持管理を行います。

【助成金等】

後退用地内にある門や塀、樹木などの支障物件の移設撤去工事に対し助成金を交付します。また、隅切り用地の寄付に対して、奨励金を交付します。



「起業型地域おこし協力隊」 隊員を募集しています

問 市民活躍課(☎65-8711)

明確なビジョンを持ちながら活動し、将来的に市内で事業化、起業する人材、都市圏在住の意欲がある人を募集しています。詳しくは担当課または市ホームページまで。
下記QRコードから
もご覧いただけます。



【募集人数】 10人

【締切り】 5月25日(木)

【対象者】

次のすべてを満たす人

- ・平成29年4月1日現在で、20歳以上でおおむね40歳までの男女
- ・都市地域(条件不利地以外)に在住し、委嘱後に本市に住民票を移すことができる人
- ・活動期間終了後も本市で引き続き活動しようとする意欲をもっている人
- ・心身ともに健康な状態で、地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる人
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ・パソコン、スマートフォン等を扱える人

【応募方法】

応募用紙、活動提案書(A4サイズ)、住民票抄本を郵送または直接担当課まで。

※応募用紙、活動提案書は担当課にあります。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

市民まちづくりセンター 予約システムを導入します

問 市民活躍課(☎65-8722)

6月1日(木)8時30分から、各まちづくりセンターの空き状況がインターネットで確認できるようになります。

【対象施設】

まちづくりセンター 市内全18施設

空き状況を見るには

ご自宅のパソコンや携帯電話などから、次のホームページをご覧ください。

○市民まちづくりセンター予約システム

<http://shisetsu.city.nagahama.lg.jp/>

下記QRコードからも

ご覧いただけます。



空き状況を公開する期間

施設の空き状況は、閲覧日の3か月先の末日まで公開します。

予約システムの今後の運用

10月からは、インターネットを利用して施設の予約ができるサービスを開始する予定です。



健康推進員養成講座 受講生募集

問 健康推進課(☎65-7779)

市では、健康づくりを地域で実践するボランティアとして活動できる「健康推進員」の養成講座を開催します。

【対象者】

健康づくりに興味関心があり、講座修了後、市の健康推進員として仲間とともに健康推進員活動に積極的に取り組む意思のある人。男女は問いません。

【定員】 20人

【受講料】 無料

(二部実費負担がある場合があります)

【申込】 6月15日(木)までに、電話で担当課まで。

※健康推進員の認定には、24時間以上の受講時間が必要です。